

文部科学省における日本語教育事業に関する
平成24年度予算案について

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

地域

地域日本語教育実践プログラム

○「標準的なカリキュラム案」等の活用による取組(39箇所)
 「生活者としての外国人」に対する標準的なカリキュラム案等を参考に、地域の実情・外国人の状況に応じた以下の取組を行う。

- 〈日本語教室の設置運営〉
- 〈人材の育成〉
- 〈教材の開発〉

○地域資源の活用・連携による総合的取組(8箇所)
 地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組や、日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を行う。

(想定される取組例)

- ・子育てや防災の取組との連携
- ・自治体の部局、関係機関・団体、企業等からなる協議会の設置 等

調査研究

地域日本語教育の総合的な推進体制の構築に関する実践的調査研究

事例の収集・カリキュラム案等の改善
 成果の普及

文化庁

審議会報告・成果物の提供
 文化審議会国語分科会が取りまとめた報告・成果物の提供を行う。



地域日本語教育
 コーディネーター研修
 (東西2箇所)

一定の経験を有し、日本語指導者に対する指導的な立場を果たすことが期待される者等に対する研修を実施する。

日本での生活に必要な日本語を習得

外国人の円滑な社会生活の促進

背景・課題

外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにするための施策(II国の施策)を講じていく必要

条約難民等に対する日本語教育

平成24年度予定額(平成23年度予算額) 15百万円(19百万円)

経緯

- 平成14年8月 閣議了解(難民対策連絡調整会議の設置, 条約難民に対する定住支援策の一つとして日本語習得のための便宜供与を行うこと等を了解)
- 平成14年8月 難民対策連絡調整会議発足
難民対策連絡調整会議決定(条約難民についても定住支援施設において日本語教育を講ずること)

定住支援体制

難民対策連絡調整会議 (平成14年8月7日発足)



事務局
(内閣官房)

外務省

センターの運営,
生活費の支給等

業務委託

受託団体

文部科学省 (文化庁)

日本語教育

業務委託

受託団体

厚生労働省

職業訓練
職業あつせん

業務委託

受託団体

他8省庁

- ・法務省
- ・警察庁
- ・総務省
- ・財務省
- ・農林水産省
- ・経済産業省
- ・国土交通省
- ・海上保安庁

難民の定住支援

効果

- 難民の受入・定住促進による国際社会の一員としての責任の遂行
(※日本は1986年に難民条約・議定書に加入)
- 多文化共生の地域社会の形成



難民とは

インドシナ 難民

昭和50年のベトナム戦争終結による新たな政治体制になじめず、インドシナ3国(ベトナム・ラオス・カンボジア)より国外へ脱出した者。

条約難民

「難民の地位に関する条約」(昭和56年条約第21号)に定義された難民の要件に該当し、「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)によって認定された者。「人種、宗教、国籍、政治的意見やまたは特定の社会集団に属するなどの理由で、自国にいと迫害を受けるかあるいは迫害を受ける恐れがあるために他国に逃れた人々」

第三国定住難民に対する日本語教育

(パイロットケースとして平成22年10月より実施)

経緯

平成24年度予定額(平成23年度予算額) 17百万円(17百万円)

平成14年8月	難民対策連絡調整会議発足(インドシナ難民, 条約難民に対する支援策を検討)
平成19年11月	グテーレス国連難民高等弁務官が外務大臣・法務大臣へ日本がアジア初の第三国受入国になることへの期待表明
平成19年11月	官房長官から外務省へ前向きかつ迅速な検討を指示
平成20年12月	閣議了解(H22年度からパイロットケースとして第三国定住難民の受入れの実施, 定住支援策の一環として日本語習得のための便宜供与の実施等を了解)
平成20年12月	難民対策連絡調整会議決定(第三国定住難民の受入れの具体的措置を決定。日本語教育を実施することに)
平成22年10月	第三国定住難民(第一陣)に対して日本語教育を実施。(※~平成23年3月)
平成23年10月	第三国定住難民(第二陣)に対して日本語教育を実施。(※~平成24年3月)

定住支援体制

難民対策連絡調整会議 (平成14年8月7日発足)

事務局
(内閣官房)



外務省

センターの運営,
生活費の支給等

業務委託

受託団体

文部科学省 (文化庁)

日本語教育

業務委託

受託団体

厚生労働省

職業訓練
職業あつせん

業務委託

受託団体

他8省庁

- ・法務省
- ・警察庁
- ・総務省
- ・財務省
- ・農林水産省
- ・経済産業省
- ・国土交通省
- ・海上保安庁



第三国定住難民の
定住支援

効果

- 難民の受入・定住促進による国際社会の一員としての責任の遂行
(※日本は難民条約・議定書に1986年に加入。第三国定住難民の受入はアジア初)
- 多文化共生の地域社会の形成

第三国定住とは

第三国定住

難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を当初庇護を求めた国から, 新たに受入れに合意した第三国に移動させること(第三国定住により受入れる難民を「第三国定住難民」という。)自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つとして位置付けられている(日本はアジア初の受入れ国である)
(他に, 米国, オーストラリア, カナダ, スウェーデン, ノルウェー等が受入を行っている。)

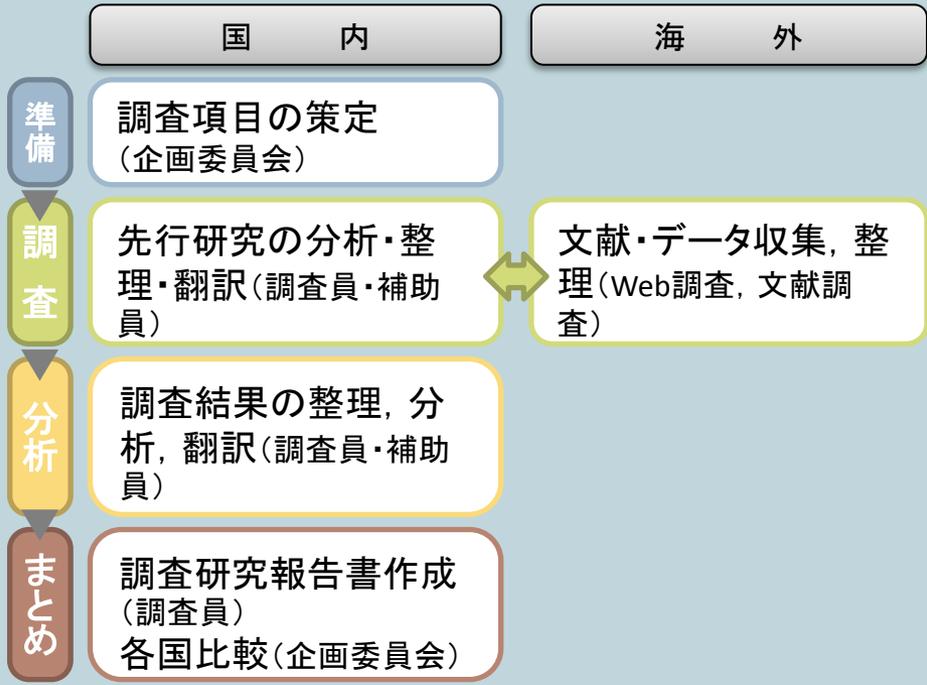
諸外国における外国人に対する自国語教育・普及施策に関する調査研究 (日本語教育に関する調査及び調査研究)

平成24年度予定額: 5百万円の内数
(平成23年度予算額: 11百万円の内数)

移民受入の先進国・地域における外国人に対する自国語教育・普及施策等について最新の状況を調査し、定住外国人の増加する我が国における日本語教育関連施策等の立案推進のための基礎資料とする。

※「諸外国における外国人受入れ施策及び外国人に対する言語教育施策に関する調査研究」(2003年3月)
イギリス・ドイツ・フランス・スウェーデン・オーストラリア・カナダ・アメリカ
※主な自国語教育・普及に関する法律・制度等の制定・改正・見直し イギリス・入国管理5か年計画(2005)ドイツ・新移民法(2007)
フランス・新移民法(2007) オーストラリア・シティズンシップテスト(2007) 韓国・在韓外国人処遇基本法(2007) 中国・孔子学院(2004)

■ 調査の流れ (平成24年度)



■ 実施体制

- ◇国内
 - ・企画委員会4人(うち調査員2人)
 - ・調査補助員1人

■ 想定される主な調査内容

- ◇外国人受入施策
- ◇公用語・自国語の定義
- ◇外国人に対する自国語教育
- ◇自国語能力試験
- ◇国外への自国語普及
- ◇教員養成システム
- ◇言語教育・研究機関の役割 等

■ 全体計画

- ◇1年次 韓国・中国・台湾(2か国・1地域)
- ◇2年次 オーストラリア・カナダ・アメリカ (3か国のうち2か国) ※文献データ収集・整理による調査
- ◇3年次 イギリス・ドイツ・フランス・オランダ(4か国)

■ 効果

- ◇我が国における外国人に対する日本語教育に関する効果的な制度設計・施策推進
- ◇起こり得る問題等の回避

帰国・外国人児童生徒受入促進事業(補助事業)

外国人の子どもの増加及びそれに伴う課題

平成24年度予算額(案)：学校・家庭・地域の連携協力推進事業 8,516百万円の内数
(前年度予算額：9,450百万円の内数)

- ①日本の学校制度を知らないまま入国する外国人の増加
- ②外国人の居住実態が不確定、就労環境、親の意識の違いによる不就学の外国人の子どもの出現
- ③公立学校に就学する帰国・外国人児童生徒の増加による日本語指導が必要な児童生徒の増加

地域人材との連携による帰国・外国人児童生徒の学校への受入体制の整備

地域数：37地域
(補助率1/3)

① 渡日後

- 就学促進員の活用や、教育委員会と関係機関等との連携による就学支援の実施
 - ・外国人に対する学校説明会
 - ・企業と連携した就学啓発活動
 - ・外国人登録部局と連携した就学相談 等

日本の学校制度が分からない

② 入学直前

- 初期指導教室(プレクラス)の実施
 - ・日本の学校生活への適応指導
 - ・挨拶、ひらがな、カタカナ等の基本的な日本語指導
 - ・基礎的な学習の指導 等

日本語が分からない

③ 入学後

- 学校での日本語指導の補助や、学校と保護者との連絡調整等を行う際に必要な外国語が使える支援員等の配置
- 地域・学校での受入体制の整備
 - ・帰国・外国人児童生徒教育の拠点となるセンター校の設定
 - ・域内の小中学校に対する巡回指導の実施
 - ・放課後の補充学習(宿題の指導等) 等

授業が分からない

全国各地の取組の情報共有等
(研究協議会の開催等)



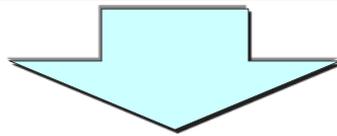
公立学校の受入体制の一層の充実
効果的な就学促進方策の推進

外国人児童生徒の総合的な学習支援事業

(平成23年度予算額 7百万円)
平成24年度予算額(案) 8百万円

外国人児童生徒への日本語指導等に関する課題

- 平成7年度の「ようこそ日本の学校へ」以降、学校における外国人児童生徒の日本語指導等に関する標準的なガイドラインがない。
- 学校における外国人児童生徒の日本語指導の目安となる日本語能力の測定方法及びその結果を踏まえた指導方法が開発されていない。
- 外国人児童生徒に対して日本語指導等に携わる教員等の専門的知識や指導経験等が十分ではない。
- 各地域における外国人児童生徒教育についての成果を共有できていない。



具体的な事業内容

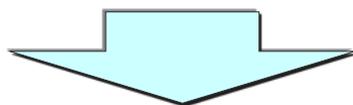
【3か年(平成22年度～平成24年度)】

- 学校において利用可能な日本語能力の測定方法の開発** 5百万円
 - ・聞く、話す、読む、書く、の4技能に関する日本語能力の測定方法の開発
 - ・日本語能力のレベルに応じた指導法の開発 等
- 日本語指導担当教員等のための研修マニュアルの開発** 3百万円
 - ・教員等の資質向上に向けた研修の充実のため、最新の研究成果を取り入れた、標準的な研修マニュアルを開発(内容例:日本語初期指導、JSLカリキュラムの活用方法 等)

(参考)

【1か年(平成22年度)】

- 日本語指導等に関する体系的・総合的なガイドラインの作成**
 - ・外国人児童生徒の指導にあたる教員等が、適応指導や日本語指導を行っていく上で必要な指導内容や指導方法等についてのガイドラインを作成
 - ⇒ 「外国人児童生徒受入れの手引き」(平成23年3月)を全都道府県・市町村教育委員会等に配布したほか、文部科学省ホームページにも掲載
- 地域の実践事例の集約と提供**
 - ・外国人集住都市等が蓄積してきた外国人児童生徒への対応のノウハウや経験を集約し、活用しやすい形で全国に提供
 - ⇒ 情報検索サイト「かすたねっと」を平成23年3月30日から公開開始



都道府県教育委員会や
市町村教育委員会等に成果を普及

外国教育施設日本語指導教員派遣事業 (REXプログラム)

(平成23年度予算額 8百万円)
平成24年度予算額(案) 8百万円

今なぜREXプログラムか

◎国際化の進展

◎海外における日本語学習者の急増と協力要請

◎国際化時代にフィットした教員養成の必要性

地域の国際化



地域国際交流事業の推進

ボランティア活動
団体等との取り組み
の融合



推薦

文部科学省

派遣前研修の実施
(研修機関に委託)

派遣

日本語の普及



日本語教育の充実

日本文化の紹介



国内の地方公共団体
小・中・高等学校等の教員

地域間交流の実績

外国の地方公共団体
中等教育施設等

派遣要請

(帰国後)

帰国教員を中心とした学校の国際化

日本語教育の充実

- 外国人児童生徒に対する日本語指導法の教員研修における指導
- 総合的な学習の時間の中での日本語指導法の紹介
- 勤務校での外国人児童生徒への日本語指導
- 国語教育との連携 など

国際理解教育の推進

- 交換留学の促進
- 総合的な学習の時間における国際理解教育(体験談などの発表)
- 派遣されていた学校との交流活動
- 勤務校以外での講演活動
- 生徒の海外研修の企画・運営 など



外国語教育の充実

- 外国語としての日本語指導の体験を活かした新しい外国語(英語)教育法の提案
- 外国語教育における教材開発
- 外国語教員研修に対する助言
- 外国語教育におけるカリキュラム及び評価法の開発 など

独立行政法人日本学生支援機構 日本語教育センターについて

運営費交付金の内、日本語教育センターに係る分
平成 24 年度政府予算案281百万円
(平成 23 年度予算額288百万円)

独立行政法人日本学生支援機構 日本語教育センターは、東京及び大阪に日本語教育センターを設置し、我が国の大学、大学院、高等専門学校等の高等教育機関に進学する外国人学生に対し、日本語及び高等教育を受けるために必要な基礎教科の教育を行うとともに、教材の開発、日本文化・日本事情等の理解を促進させる事業を実施することにより、国際親善の増進に寄与することを目的としている。

○沿革

東京日本語教育センター

昭和 10 年 12 月	外務省の外郭団体として創設(旧法人名:国際学友会)
昭和 11 年 2 月	日本語教室を開設
昭和 15 年 12 月	財団法人国際学友会として設立の許可(内閣情報局所管)
昭和 17 年 11 月	内閣情報局及び大東亜省の共管となる
昭和 18 年 1 月	国際学友会日本語学校設置
昭和 20 年 8 月	所管を外務省に移管
昭和 54 年 4 月	所管を文部省(当時)に移管
平成 16 年 4 月	(独)日本学生支援機構東京日本語教育センターとして設立

大阪日本語教育センター

昭和 31 年 6 月	外務大臣から財団法人関西国際学友会として設立の認可
昭和 31 年 9 月	関西国際学友会館を開館
昭和 42 年 10 月	日本語教室を開設
昭和 45 年 4 月	関西国際学友会日本語学校設置
昭和 54 年 4 月	所管を文部省(当時)に移管
平成 16 年 4 月	(独)日本学生支援機構大阪日本語教育センターとして設立

- 所在地 東京日本語教育センター: 〒169-0074 東京都新宿区北新宿 3-22-7
大阪日本語教育センター: 〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町 8-3-13

○コース別修業年限・入学定員

	修業年限	地域	課 程	入学定員	備 考
1 年コース	1 年	東京	進学課程	120 名	4 月入学 翌年 3 月修了
			大学院等 進学課程	60 名	
		大阪	進学課程	155 名	
1 年半コース	1 年半	東京	進学課程	60 名	10 月入学 翌々年 3 月修了
			大学院等 進学課程	40 名	
		大阪	進学課程	105 名	
合 計				540 名	

○ 課程・教科

課 程		対象学生	教 科
進学課程	理科系	大学等において自然科学系学科を専攻しようとする者	日本語、日本事情、英語、数学、物理、化学、情報
	文科系	大学等において人文・社会科学系学科を専攻しようとする者	日本語、日本事情、英語、数学、地理歴史・公民
大学院等進学課程		大学院、研究機関及び専修学校等に進もうとする者	日本語、日本事情、専門日本語、英語

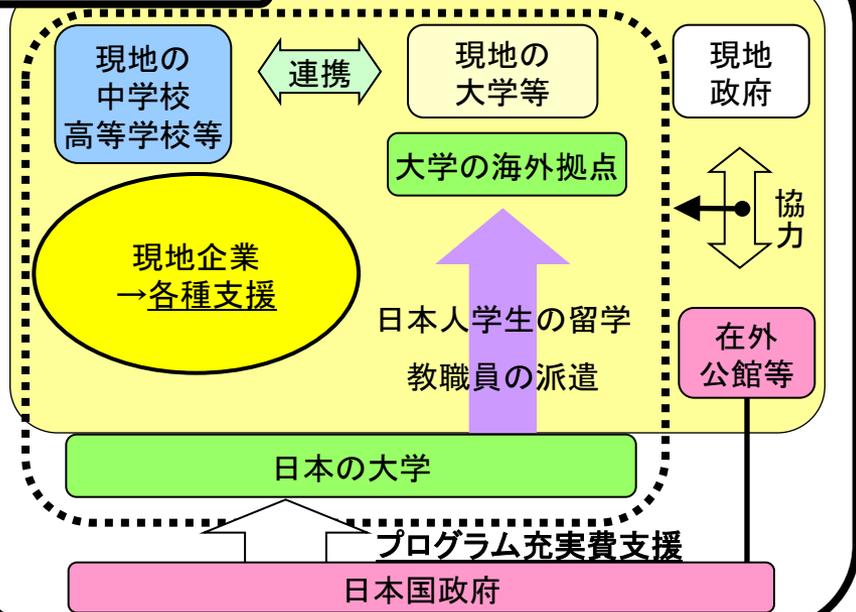
日本語・日本文化の世界展開 - 学生の海外留学による日本語指導支援 -

- 逆JETプログラム(仮称)を公募選定し、右プログラムに参加して、留学先で日本語指導支援を行う学生に対し、奨学金を支給
 - 留学交流支援制度 短期派遣(3ヶ月以上1年未満) 2,280人分の内数
- ASEAN諸国を対象とした優れた逆JETプログラム5件に対し、学生を派遣する大学のプログラム構築に係る経費を支援
 - ASEAN諸国等との大学間交流形成支援 @7億円(10件)の内数

さらに、「グローバル人材育成推進事業」において、グローバルな通用性を涵養し意識を向上させる取組の一環として、逆JETプログラムを位置づける大学の活動経費を支援

- グローバル人材育成推進事業 平成24年度予定額 50億円(40件)の内数

全体スキーム



* 日本人留学生が、留学先の現地の学校等において日本語指導や日本文化の紹介活動に従事することで、現地の親日家や日本への留学希望者の拡大に貢献。

* また、日本人学生は、活動体験を通じ、現地文化や言語に対する理解を深めるとともに、将来現地文化のエキスパートとして成長することができる。

日本語教育コンテンツ共有化推進事業

平成24年度要求額：9百万円の内数
(省庁連携日本語教育基盤整備事業の一部)
(平成23年度予算額：4百万円の内数)

●「定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会」の意見を踏まえた文部科学省の政策のポイント(平成22年5月19日・文部科学省)

VII 更に検討を要する課題

○日本語教育の総合的推進

- ・地域における日本語教育の推進体制の充実
- ・日本語教育に関する各種情報の共有化(優良事例の収集等)

●日系定住外国人施策に関する行動計画
(平成23年3月31日・日系定住外国人施策推進会議)

2. 分野ごとの具体的施策

(1)日本語で生活するために必要な施策

①日本語教育の総合的な推進体制の整備等

C 政府内外の日本語教育関係機関等が持つ日本語教育に関する各種コンテンツについて情報を集約し、横断的に利用できるシステムを検討するとともに、平成22年に文化審議会国語分科会において取りまとめた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案のデータベース化を行い、インターネットを通じて提供する。(文部科学省)

現状

日本語教育関係府省庁・機関等が、それぞれの目的や対象者に応じて事業を実施し、各種資料・情報を作成・収集・提供している。全体として、それらのコンテンツを総合的・効率的に活用できる基盤が整備されていない。

日本語教育の総合的推進を図る基盤の整備が必要

H23

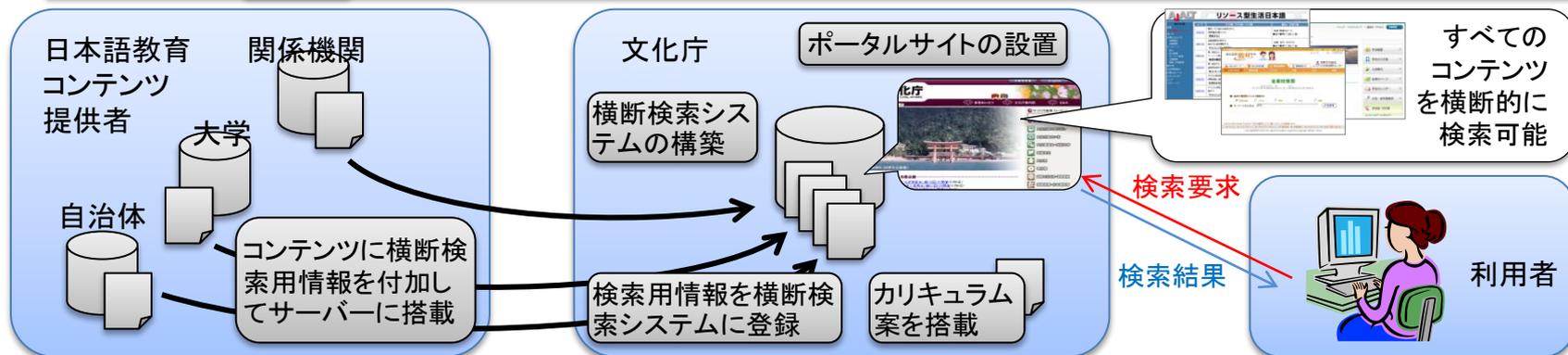
「標準的なカリキュラム案」データベース

文化審議会国語分科会が取りまとめた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」をデータベース化し、インターネットを通じて提供

H24

日本語教育コンテンツ共有化システム

日本語教育に関する各種コンテンツ(教材、論文、報告書、団体・人材情報等)を共有し、総合的・効率的に活用できるよう、①信頼性のある情報を、②確実に、かつ③効率的に探し出せ、活用できる仕組みの構築



日本語教育の総合的推進

背景

- 外国人に対する日本語教育は、特別な事情のない限り生活していく上で日本語の習得が必要な我が国において、基本的にすべての外国人に共通の課題であり、政府においては、関係府省が、外国人政策の観点からそれぞれの目的に応じて日本語教育に関連する施策を推進している。
- 日本語教育に関する具体的な事業は、関係府省の様々な関係機関等が、その目的等に応じ、主として対象者等別に実施。
- 全体としての日本語教育施策・事業が必ずしも効果的・効率的に推進されていないという指摘がなされており、日本語教育を総合的に推進していく体制を整備する必要がある。

～政府文書～

●日系定住外国人施策に関する基本指針(平成22年8月31日)(抄)

4. 国として今後取り組む又は検討する施策

＜日本語で生活するために必要な施策＞

・日系定住外国人に対する日本語教育の総合的な推進体制を整備するとともに、地域の日本語教室や日本語学校等における教育体制の充実を図る。など

●日系定住外国人施策に関する行動計画(平成23年3月31日)(抄)

2. 分野ごとの具体的施策

(1)日本語で生活するために必要な施策

① 日本語教育の総合的な推進体制の整備等

a 日本語教育機関等を参集した日本語教育推進会議や関係府省の実務者からなる日本語教育関係府省連絡会議を開催し、日本語教育全般に係る取組の現状を把握するとともに、課題を整理するための情報交換を行う。など

●「定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会」の意見を踏まえた文部科学省の政策のポイント(平成22年5月19日)(抄)

VII 更に検討を要する課題

○日本語教育の総合的推進

- ・地域における日本語教育の推進体制の充実
- ・日本語学校をはじめとする日本語教育機関の充実
- ・国際交流基金と我が国の大学等との連携・協力を通じた海外での日本語教育の推進など

対応

「日本語教育関係府省連絡会議」、「日本語教育推進会議」を開催し、政府全体の日本語教育の総合的推進を図る。(※いずれも、文化庁国語課が庶務を担当。)

① 日本語教育関係府省連絡会議

- ・日本語教育全般に係る政府レベルでの取組についての現状を把握し、課題を整理するための情報交換を行う。
- ・関係府省実務者が参加。【平成22年7月26日(第1回)、9月29日(第2回)、平成23年11月21日(第3回)に開催】

② 日本語教育推進会議(平成24年1月23日(第1回)開催予定)

- ・①とは別に、関係機関等を参集し、日本語教育関係機関等における具体的な取組についての現状を把握する。
- ・この会議で確認された課題等については、適宜①の会議にフィードバックすることとする。